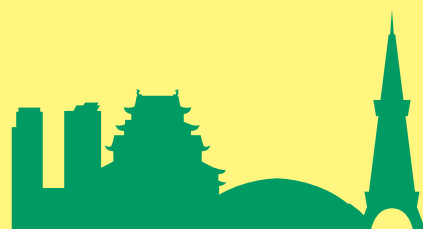


名古屋市では 令和7年5月19日より 盛土規制法の運用が はじまります!

令和5年5月26日に「宅地造成及び特定盛土等規制法」
(通称「盛土規制法」)が施行されました。



令和7年5月19日に **名古屋市全域** を
宅地造成等工事規制区域に指定し、
運用を開始します。

土を盛るのが好きなモグラの子
“モリオくん”



指定後は

- 一定規模以上の盛土等を行う場合は許可が必要となります。
- 土地所有者等は盛土等を安全に保つ必要があります。

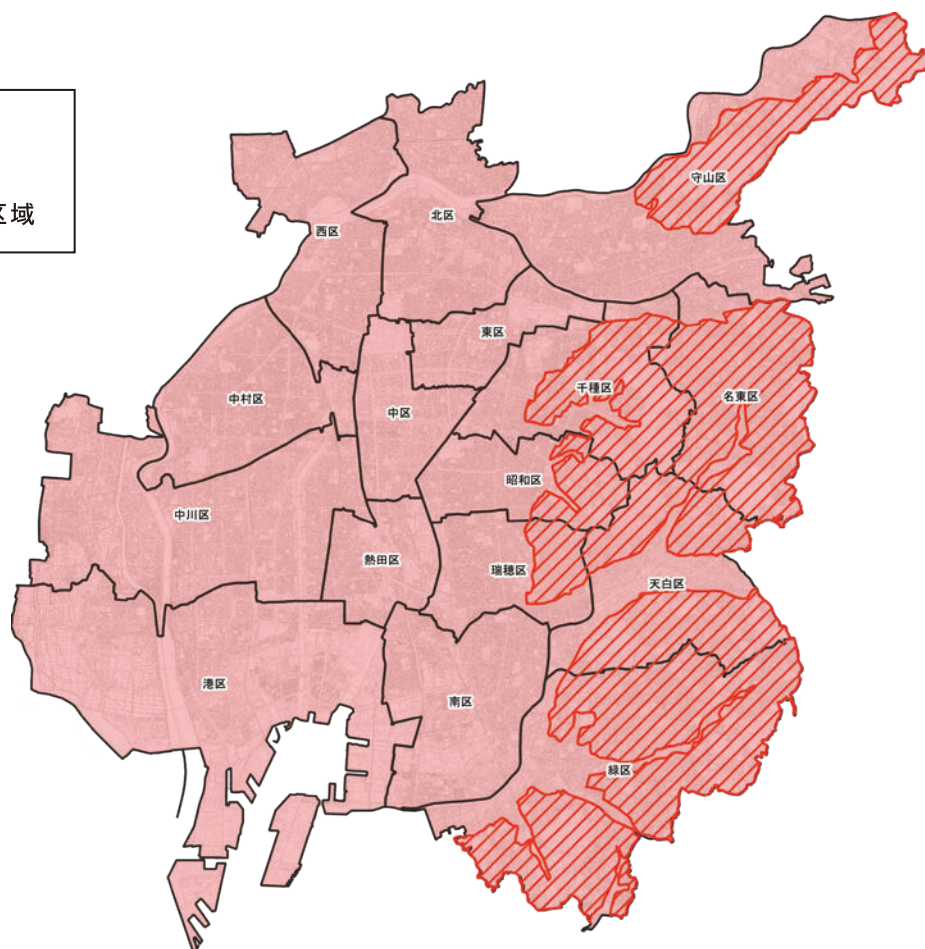
凡例

- 新たな規制区域
- ▨ これまでの規制区域

名古屋市全域が
指定されます!



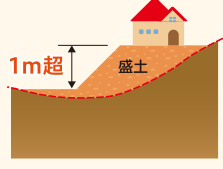
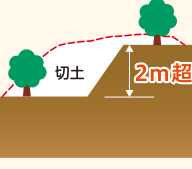
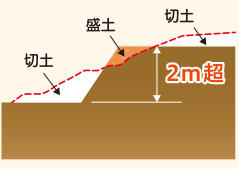
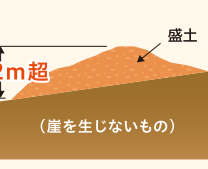
土を掘るのが好きなモグラの子
“キリコちゃん”



法律の概要

盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、「宅地造成等規制法」が法律名・目的も含め抜本的に改正されました。土地の用途(宅地、森林、農地等)にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制します。

許可対象となる盛土等の規模

行為	許可				
土地の形質の変更(盛土・切土)	要件 ① 盛土で高さが 1m超 の崖※1を生ずるもの	要件 ② 切土で高さが 2m超 の崖※1を生ずるもの	要件 ③ 盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 の崖※1を生ずるもの(①、②を除く)	要件 ④ 盛土で高さが 2m超 となるもの(①、③を除く)	要件 ⑤ 盛土又は切土をする土地の面積※2が 500㎡超 となるもの(①～④を除く)
	イメージ図 	イメージ図 	イメージ図 	イメージ図 	イメージ図 
一時的な土石の堆積	要件 ⑥ 最大時に堆積する高さが 2m超 かつ面積が 300㎡超 となるもの			要件 ⑦ 最大時に堆積する面積※2が 500㎡超 となるもの	
	イメージ図 			イメージ図 	

※1 地表面が水平面に対し30度を超える角度となる土地で硬岩盤(風化の著しいものを除く。)以外のもの

※2 工事前後の地盤面の標高の差が30cmを超える部分の面積

適用除外となる盛土等

道路、公園、河川等の公共施設用地内で行われる盛土等については、盛土規制法は適用されません。また次の行為については、盛土規制法に基づく許可手続が不要です。

- ・ 工事の施行に付随して行われる土石の堆積で、当該工事に使用する土石または当該工事で発生した土石を当該工事の現場またはその付近に堆積するもの
- ・ 農地と採草放牧地で行われる通常の営農行為など

適用除外となる盛土等に該当するか否かについては、開発指導課までご相談ください。

よろしく
お願いします!

